

○厚生労働省令第七十三号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の三第一項の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

医療法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 加藤 勝信

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表第一（第一条の二の二関係） 第一（略） 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1)～(7)（略）	別表第一（第一条の二の二関係） 第一（略） 第二 提供サービスや医療連携体制に関する事項 一 診療内容、提供保健・医療・介護サービス イ 病院 (1)～(7)（略）

第三 医療の実績、結果等に関する事項	一 医療の実績、結果等に関する事項	イ 病院	(8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	(8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無
			(9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否	(9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否
			(10) (16) (略)	(10) (16) (略)
			ロ 診療所	ロ 診療所
			(1) (7) (略)	(1) (7) (略)
			(8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	(8) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無
			(9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否	(9) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否
			(10) (16) (略)	(10) (16) (略)
			ハ 歯科診療所	ハ 歯科診療所
			(1) (3) (略)	(1) (3) (略)
第二 (略)	(4) 電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無	(5) 電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否	(6) (8) (略)	(6) (8) (略)
			(7) (略)	(7) (略)
			第三 医療の実績、結果等に関する事項	第三 医療の実績、結果等に関する事項
			一 医療の実績、結果等に関する事項	一 医療の実績、結果等に関する事項
			イ 病院	イ 病院
			(1) (2) (略)	(1) (2) (略)
			(3) 法令上の義務以外の医療安全対策	(3) 法令上の義務以外の医療安全対策
			(i) (iv) (略)	(i) (iv) (略)
			(v) 医療事故調査制度に関する研修	(v) 医療事故調査制度に関する研修
			(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。以下同じ。) 管理者の受講の有無	(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。以下同じ。) 管理者の受講の有無

(新設)	(8) (14) (略)	(新設)	(1) (7) (略)	ロ 診療所	(新設)	(8) (14) (略)	(新設)	(1) (3) (略)	ハ 歯科診療所	(新設)	(4) (6) (略)	(新設)	(3) 法令上の義務以外の医療安全対策	(i) (iv) (略)	(新設)	イ 病院	(1) (2) (略)	(3) 法令上の義務以外の医療安全対策	(新設)

第四 (略)	(3) (5) (略)	(新設)	(4) (14) (略)	ロ 診療所	(新設)	(1) (2) (略)	(3) 法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	(ii) 医療安全管理者の配置の有無	(iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(iv) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(1) (7) (略)	ハ 歯科診療所	(新設)	(4) (11) (略)	(1) (略)	(2) 法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	(ii) 医療安全管理者の配置の有無	(iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(iv) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(3) (6) (略)	二 助産所	(2) (5) (略)	(1) (略)	(2) 法令上の義務以外の医療安全対策	(i) 医療安全についての相談窓口の設置の有無	(ii) 医療安全管理者の配置の有無	(iii) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(iv) 医療事故調査制度に関する研修の管理者の受講の有無	(3) (5) (略)	第四 (略)

この省令は、令和五年五月一日から施行する。

附則

○厚生労働省告示第百八十二号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）別表第一の規定に基づき、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を次の表のように改正し、令和五年五月一日から適用する。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 二十五（略） 二十六 その他 イ 二（略） ホ 一般不妊治療 ヘ 生殖補助医療	第十一条 規則別表第一第二の項第一号イ(4)、ロ(4)及びハ(2)に規定する厚生労働大臣の定める疾患又は治療内容は、次のとおりとする。 一 二十五（略） 二十六 その他 イ 二（略） （新設） （新設）
第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びに二(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、管理栄養士及び栄養士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。 第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(4)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。 一 二（略） 三 一般財団法人日本品質保証機構	第十八条 規則別表第一第三の項第一号イ(1)(i)、(ii)及び(iii)、ロ(1)(i)、ハ(1)(i)並びに二(1)(i)に規定する厚生労働大臣の定める医療従事者は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師及び准看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士並びに作業療法士とする。 第二十条 規則別表第一第三の項第一号イ(4)に規定する厚生労働大臣が定める医療の評価機関は、次のとおりとする。 一 二（略） （新設）